

上山市告示第54号

上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

改正

平成30年3月29日告示第46号

令和4年1月31日告示第11号

令和5年3月23日告示第78号

令和6年3月26日告示第43号

令和8年3月26日告示第85号

上山市長 山本幸靖

上山市産業人材市内誘導奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業人材の市内居住を誘導し、企業の市内拠点強化及び定住人口の拡大を図るため、市内企業が求職者を正規労働者として新たに雇用又は非正規労働者を正規労働者として転換し、加えて、市内定住に結び付ける取組に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励対象事業者)

第2条 奨励金交付の対象となる事業者（以下「奨励対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業で、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人をいう。
- (2) 前年度の10月1日以降に事業主の都合による解雇を行っていない又はその予定のない者
- (3) 次条に規定する対象労働者を6月以上雇用した者
- (4) 市税を完納している者
- (5) 前年度の10月1日から申請日までの間に退職した40歳未満の従業員の数が、別表に規定する人数に満たないこと。

(奨励対象事業)

第3条 奨励金交付の対象となる事業は、奨励対象事業者が次の各号に掲げる枠において、そのすべての要件に該当する労働者（「対象労働者」という。以下同じ。）を雇用するものとする。

(1) 一般枠

ア 前年度の10月1日から現年度の9月30日までに雇用期間の定めがない雇用契約を事業者と締結し、かつ、パート又はアルバイトでない者

- イ 雇用の日又は非正規労働者を正規労働者として転換した日現在における満年齢が40歳未満の者
- ウ 申請日において市内の本社又は事業所に勤務する者
- エ 申請日において市内に住所を有する者

(2) 異動枠

- ア 3年度前の10月1日から前年度の9月30日までに雇用期間の定めがない雇用契約を事業者と締結し、かつ、パート又はアルバイトでない者
- イ 雇用の日又は非正規労働者を正規労働者として転換した日現在における満年齢が40歳未満の者
- ウ 前年度の10月1日から現年度の9月30日までに市外の事業所からの異動等によって市内の本社又は事業所に勤務することとなった者
- エ 申請日において市内に住所を有する者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、対象労働者1人当たり150,000円とし、1対象事業者当たり年度ごとに600,000円を限度とする。

(奨励金交付申請)

第5条 奨励対象事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、現年度の3月31日までに、上山市産業人材市内誘導奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用実績書(様式第2号)
- (2) 申請者の市税の未納がないことを証明する書類
- (3) 対象労働者の雇用開始時期を確認できる書類(雇用保険被保険者証等の写し)
- (4) 対象労働者が現在まで6月以上勤務していることを確認できる書類(出勤簿等の写し)
- (5) 対象労働者が正規労働者であり、適切に給与の支払いが行われていることを確認できる書類(賃金台帳等の写し)
- (6) 対象労働者が市内の本社又は事業所に配属された日が確認できる書類。ただし、第3条第2号の要件に該当する対象労働者について申請する場合に限る。
- (7) 対象労働者の申請日前1月以内に取得した住民票の写し
- (8) 従業員退職事由調書(様式第3号)ただし、前年度の10月1日から申請日までの従業員の変動状況において、減少実績がある場合に限る。
- (9) その他市長が特に指定するもの

(現地調査等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容について現地調査等必要な調査を行うことができる。

(奨励金交付決定)

第7条 市長は、第5条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金

の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の可否を決定したときは、上山市産業人材市内誘導奨励金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により通知する。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第5条第1項の申請書の提出をもって、同条の規定による実績報告に代えるものとする。

（奨励金の額の確定通知）

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による交付決定通知兼確定通知をもって、規則第15条の規定による奨励金の額の確定通知に代えるものとする。

（決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、その旨を上山市産業人材市内誘導奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により奨励対象事業者に通知し、期限を定めて当該補助金の返還を求めることができる。

（1） 奨励対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 奨励金の交付決定後、交付要件を満たしていない事由が生じたとき。

（3） 奨励金の交付決定後、6月以内に奨励対象事業者の都合による解雇を行ったとき。

（4） 奨励金の交付決定後、6月以内に対象労働者が退職したとき。

（5） その他前各号に準じるものとして市長が奨励金の交付を適当でないと認めるとき。

（適用除外）

第11条 この要綱は、蔵王みはらしの丘企業立地奨励金交付規程（平成26年告示第109号）及びかみのやま温泉インター産業団地企業立地奨励金交付要綱（令和5年告示第142号）に基づく雇用奨励金の交付対象となる事業者については適用しない。

（帳簿等の備付）

第12条 奨励金交付対象事業者は、対象事業に係る関係書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 雇用規模 | 40歳未満の従業員の退職者数 |
|---------------------------------|----------------|
| 申請日時点の従業員数が 50名未満の事業者 | 5名 |
| 申請日時点の従業員数が 50名以上100名未満の事業者 | 7名 |
| 申請日時点の従業員数が 100名以上150名未満の事業者 | 10名 |
| 申請日時点の従業員数が 150名以上200名未満の事業者 | 15名 |
| 申請日時点の従業員数が 200名以上の事業者 | 20名 |